主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

検察官の控訴趣意は、末尾に添附した別紙記載のとおりであつて、これに対する 当裁判所の判断は、次のとおりである。

論旨第二点について。

原判決が、無罪の理由として、被告人に対する公訴事実は云々というにあるも、その証明が充分でないから、刑事訴訟法第三百三十六条に則り、無罪の言渡をする皆の簡単な説明に止めているととは所論のとおりであるが、しかし、右刑事に犯罪の証明がないときは、「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件については、有罪の言渡をする場合のには、有罪の言渡をする場合のには、有罪の言渡をする場合のによっては、被告事件が罪とならないか、若しくは、被告事件について犯罪の記理由としては、被告事件が罪とならないか、若しくは、被告事件について犯罪の記述をするものと解すべきところ、原判決は、無罪の言渡をする理由として、刑事にはように、本件の公訴事実を具体的に掲げた上、その証明が不分でないから、刑事訴訟法第三百三十六条に則り、無罪の言渡をする目を判示しているのであるがあるものとが言言を判示して、原判決は、無罪の言渡をする可でないがあるから、所論なの要求する前示の要件を充分に具備するものというべく、従つて、原判決に値、所論のような違法があるものということはできない故に、所論は到底採用に値しない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 大塚今比古 判事 山田要治 判事 中野次雄)